

各種証明書のコンビニ交付サービス

コンビニ交付サービスは、全国のコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末（マルチコピー機）で、住民票の写し等の各種証明書が簡単に取得できるサービスです。

上郡町の方だけでなく、町外にお住まいで本籍地が上郡町の方も、戸籍証明書と戸籍の附票が取得できます。（本籍地証明書交付サービス）

本籍地証明書交付サービス

町外にお住まいで本籍地が上郡町の方は利用者登録申請が必要です。

（本籍地、住所地ともに上郡町の方は必要がありません。）

【取得できる証明書及び交付手数料】

| 利用時間 | 取得できる証明書 | 注 意 | 手数料 (1通) |
|------------------------------|--|--|-------------|
| 毎日 6時30分 ～ 23時 | 住民票の写し（本人及び同一世帯のみ） 本人のみ、世帯全部または一部を選べます。 世帯主氏名／続柄、本籍／筆頭者氏名の記載有無を選べます。 住民票コード、マイナンバーは記載されません。 ※氏名変更などの履歴付きの住民票の写しが必要な場合は、住民課窓口で取得してください。 | 次の人は発行できません。 ・転出の手続きをした ・亡くなった ・住民票から削除された ・住民票の発行制限をかけている | 200 円 |
| | 住民票記載事項証明書（本人及び同一世帯員のみ） 本人のみ、世帯全部または一部を選べます。 | | 200 円 |
| | 印鑑登録証明書 印鑑登録証の提示は必要ありません。 住民課窓口で取得する場合は、印鑑登録証が必要です。 | | 200 円 |
| | 所得証明書・所得課税証明書 最新年度分のみ取得可能です。 町県民税の申告をされていない方等、一部交付できない場合があります。 最新の内容の発行は、申告等があった日の翌月から可能です。 (6月に最新年度に切り替わりますが、6月下旬までの切り替わりの期間中は発行できないので、税務課窓口で取得してください。) ※所得証明書・・・前年所得を証明 ※所得課税証明書・・・現年度の町県民税の課税額と前年所得の証明 | | 200 円 |
| 平日のみ 8時30分 ～ 17時15分 | 戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本、戸籍抄本） 全部事項（戸籍謄本）または個人事項（戸籍抄本）を選べます。 最新の証明書のみ交付できます。 除籍・原戸籍は対象外です。 | 次の人は発行できません。 ・戸籍の届出をした（処理が終わるまで） ・戸籍、戸籍の附票の発行制限をかけている | 350 円 |
| | 戸籍の附票の写し 全部または一部を選べます。 最新の戸籍の附票の写しのみ交付できます。 除票・原附票は対象外です。 | | 200 円 |

※上記の時間外のほか、12月29日～1月3日、機器のメンテナンス日も利用できません

※役場に設置している端末は、平日の8時30分～17時15分のみ利用できます

【取得に際し必要なもの】

利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号

【利用可能時間】

- ①住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、所得課税証明書
毎日 6時30分～23時まで
12月29日～1月3日及び機器メンテナンス日はご利用いただけません
- ②戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本、戸籍抄本）、戸籍の附票の写し
平日 8時30分～17時15分まで
12月29日～1月3日及び機器メンテナンス日はご利用いただけません
土、日曜、祝日はご利用いただけません

【利用可能機関】

各種事業者に設置されているK I O S K端末（セブンイレブン・ローソン等）
役場庁舎（開庁時間に限る）

【利用できる方】

(1)上郡町に本籍、住民票がある方で以下のすべてにあてはまる方
（すべての証明書が取得できます）

- ①マイナンバーカードを所持されている方
- ②利用者証明用電子証明書の暗証番号の照合ができる方
- ③印鑑登録証明書は印鑑登録されている方
- ④所得証明書、所得課税証明書は町県民税の申告等をされている方

(2)上郡町に本籍があるが住民票は上郡町外の方で、以下すべてにあてはまる方
（戸籍関係の証明書が取得できます）

- ①日本国内に住民登録がある方
- ②マイナンバーカードを所持されている方
- ③利用者証明用電子証明書の暗証番号の照合ができる方
- ④事前に利用者登録申請が完了し、利用可能になっている方

→利用者登録申請は、申請から完了まで（年末年始、土日休日を除く）一週間程度かかります。

利用者登録申請は、地方公共団体情報システム機構のコンビニ交付サイトを確認してください。
コンビニ交付サイト：<https://www.lg-waps.go.jp/index.html>

【利用方法】

マイナンバーカードを利用し、4桁の暗証番号を照合し、本人確認を行います。

暗証番号を忘れた、または3回間違えてロックがかかった場合は、住民課で暗証番号初期化再設定の手続きが必要です。

○操作方法

- 1 端末で行政サービスを選択
- 2 マイナンバーカードを端末にセット
- 3 暗証番号数字4桁を入力
- 4 マイナンバーカードを取り外す
- 5 取得したい証明書、部数を選択
- 6 確認画面で、項目選択の最終確認
- 7 手数料納入
- 8 出力した証明書、領収書を受取る

※回線状況により、印刷に数分時間がかかる場合がありますが、端末から離れないでください。
機種により、操作方法が異なる場合があります。

【セキュリティ対策】

①個人情報保護

店員を介さず、ご自身で申請から交付までの操作を行います。証明書の内容が他人の目に触れることなく手続きを行うことで、個人情報を保護します。

店員が機器の操作を代行したり、マイナンバーを聞くことはありません。

②個人情報漏洩の防止

通常のインターネット回線ではなく、全国の地方公共団体を相互に接続する行政ネットワーク回線（L GWAN）や専用回線を使用しています。さらに、その回線における通信は、SSL通信により通信内容の暗号化を実施し、個人情報漏洩防止や外部からの不正アクセスの遮断に努めています。また、証明書印刷後、端末から証明書の内容は即消去されます。

③証明書、マイナンバーカードの取忘れ防止

端末には、証明書やマイナンバーカードの取り忘れを防ぐために、画面や音声等でお知らせする機能があります。

④偽造、改ざん防止

端末で発行される証明書は、A4 普通用紙に印刷されますが、証明書の両面には、けん制文字が印刷され、裏面は偽造や改ざん防止対策が施されています。

※けん制文字は、コピーすると「複写」の文字が浮かび上がります。

【注意】

- ・ マイナンバーカード交付当日はご利用できません。（翌日から利用できます）
- ・ 住所異動手続きの翌日から利用できます。
- ・ 戸籍の届出をした方は、記載が終わるまで戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本、戸籍抄本）及び戸籍の附票の写しの交付ができません。
- ・ 誤って取得した証明書の返品、交換や手数料の返金ができません。

- ・コンビニ交付サービスで交付する証明書の用紙は、役場窓口で交付する証明書とは異なります。
- ・一つの証明書に対し複数枚印刷される場合がありますが、ホチキス留めはされません。証明書の固有番号やページ番号で判断できるようになっていますのでご確認ください。
- ・次の方の住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書、所得（課税）証明書は発行できません。

転出(予定)者、死亡した方、住民票から削除された方、履歴付きの住民票の写しが必要な方

- ・マイナンバーカードを他人に渡したり、暗証番号を教えることは絶対にしないでください。
- ・上郡町に本籍があるが住民票は上郡町外の方で、マイナンバーカードの有効期間満了等により、利用者証明用電子証明書の更新・発行をした場合は、利用者登録申請が再度必要です。